

市立小・中学校の管理職のみなさまへ  
- いじめに対する学校の責務について -

平成30年11月20日  
教育長 安間英潮

日頃より、本市の子どもたちのために御尽力いただいていること、心より感謝申し上げます。

さて、過日の臨時校長会、小・中副校長連絡会でもお話しさせていただいたように、昨年、市立中学校において発生した、いじめによる重大事態に起因して、かけがえのない一人の子どもの命が失われました。亡くなられた生徒の御冥福を心からお祈り申し上げます。御家族の心情を察し、今後とも誠心誠意御対応してまいります。

部活動を家族旅行のために休んだ事を原因に非難され、その事を契機に不登校状態に陥り、最終的に転校になった事は、いじめによる重大事態と認識しております。さかのぼって、昨年9月、不登校状態が続いた時点で、重大事態と認識すべきであり、転校して5ヵ月後、自らの命を絶った事は、私たちにとって、「もっと何かしてあげられる事があった」という後悔と痛恨の極みであります。

今後は、第三者の調査により、学校の対応の課題、改善策などを御協議いただき、その知見を活かすことはもちろんのこと、その調査結果を待たずとも、今現在、できる改善策については、やれることから取り組む必要があると認識しています。

そこで、みなさまには、3点お願いします。これまでの取組を総点検し、改めて取組を具体化するとともに、実効化していただきたいと思えます。

1点目は「いじめの認知」です。

八王子市は、いじめの認知件数が高ければ高いほど、学校の感度が高いことになるという基本的な考え方をもっています。

一定の人的関係のある子ども同士の接触は、必ず起こる、それが学校です。接触とは、心理的、物理的な影響を与える行為のことです。その接触により「ああ、いやな思いをした」というのは、日常生活では当たり前にあります。当該児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合、法律ではそれ自体がいじめだと定義されていますから、認知件数は莫大に増えていくのです。むしろ、何もない、認知しなかった学校が不可思議です。学校生活において、そういう接触が起こらないわけがありません。全教職員で、かつての“いじめ”の認識を早急に抜本的に改めていただきたい。

さらに、その解消についても、段階があるということ意識していただきたい。ある子が、あることを言ったせいでいやな思いをした子がいた、そこで、教員が、「そんなことを言っちゃいけないよ」という指導をして、その子がそれを納得した。しかし、その子がさらに何度もやるかもしれない。人間関係がギクシャクするかもしれない。いやな思いをした子がそれ以来、落ち込んでいるかもしれない。そのため、さらに見守りを継続するといった段階に応じた適切な対応を

お願いしたい。ましてや、不登校になっているのなら、重大事態です。

今、現在、在籍している児童・生徒一人ひとりについて、「継続して見守らなければならない」状況を改めて確認してください。さらに不登校状態の児童・生徒について、何らかの人間関係のトラブル＝いじめの芽、があったのではないかという目で再点検してください。いじめの芽がどのように大きくなるかは分かりません。大きくなってからでは、対応が極めて難しくなることもあります。事前には、最善の手しか打てません。事前の最善策、それは子どもたちの様子を常に見ていること、これに尽きます。

2点目は、かねてよりお願いしている「すべての子どもに相談できる大人が一人でもいる」状態にしてあげるといことです。

いるか、いないかを把握すらしていないのは論外ですが、「いない」と答えた子どもをそのままにいませんか？重要なことは、先に申し上げた接触とその後の担当教員の指導を校内すべての教員が知っていることです。知っていれば、相談できる大人の選択肢が、その人数分だけ増えることとなります。そのため、個々の子どもの情報を共有していなければならないのです。情報を一人で抱え込むということは、対応可能な者がその人しかいないという状況をつくり出すことに等しいこととなります。いじめ防止対策推進法では、「いじめは組織的に対応しなければならず、教職員間では適切な情報共有が行われるべき」と示されています。

3点目に、各学校における対応の指針を6つに整理しましたので、参考までにお伝えします。

① 子どもの様子を感じ取っていたか

学校の保護義務は、親権者の義務とほぼ同等です。これが、学校の一般的な注意義務です。

② いじめに関する研修をしたか

いじめの本質を理解し、目に見える具体的な教育実践に活かす義務です。「話を聞いた」で終わらすことはできません。

③ いじめの芽、疑いを共有したか

発見に努めること、児童・生徒の動静を把握する義務があります。

④ 「いつ・どこで・だれが・何を・なぜ」という事実把握をしたか

全容を調査し、解明する努力義務があります。

⑤ いじめられている子を守ったか

ケアをすること、指導・説諭、措置などにより、いじめをやめさせることなど、いじめ防止措置を行う義務があります。

⑥ 状況事実を保護者に報告したか、要望を聞いたか

保護者に把握した事実を報告すること、保護者の思いを受け止めることや要望を聞き、話し合うことなど、保護者への報告・協議の義務があります。

子ども教育委員会は、「第2・第3の我が子を出さないでほしい」というご遺族の思いを真摯に受け止め、これまでの学校の対応や姿勢を抜本的に見直し、再発防止のための対応策を一から再構築していく所存です。

各学校における確実な取組を切にお願いいたします。